

第5回兵庫県最低賃金専門部会

議事録

令和7年8月8日（金） 9時30分～13時43分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	千田委員
労働者代表委員	小菅委員、小西委員、堀井委員
使用者代表委員	松岡委員、吉川委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 兵庫県最低賃金の改正審議について (2) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 委員の皆様には、朝早く、また、お暑い中、御出席いただきありがとうございます。 本日は、三上委員と山口委員、倉本委員が御欠席されていますが、審議会令第6条第6項の規定による定足数を充足しておりますので、御報告させていただきます。 それでは、これからの議事進行を千田部会長、よろしくお願いいたします。 ○千田部会長 ただ今から、第5回兵庫県最低賃金専門部会を開会します。傍聴の皆様には、受付でお渡ししました遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力の程よろしくお願いいたします。 議事に入ります前に、事務局から他局の状況等、説明事項はありますか。 ○安積賃金室長 事務局から他の都道府県での審議状況について御説明させていただきます。 前回の専門部会でお伝えしましたが、8月5日に栃木が目安プラス1円の64円アップの時間額1,068円で答申されました。 その後の状況としましては、8月6日に新潟が目安プラス2円の65円アップの時	

間額 1,050 円、8 月 7 日に千葉が目安プラス 1 円で 64 円アップの時間額 1,140 円、同日、長野が目安どおりで 63 円アップの時間額 1,061 円、8 月 7 日、東京が目安どおり 63 円アップの時間額 1,226 円となっております。

○千田部会長

それでは、議題（１）兵庫県最低賃金の改正審議に入ります。

はじめに、前回までの審議状況の確認をいたしますと、第１回の提示金額から労使双方歩み寄っていただき、使用者側委員からは、第４表のデータを尊重する姿勢は変わらないとしつつも、春季労使交渉の賃上げ結果のデータを参考とし、連合兵庫の集計結果から今年の 300 人未満合計の賃上げ率の平均が 5.02%となっていたことから 53 円引上げの時間額 1,105 円の提示がございました。

一方、労働者側委員からは、公益側から労使それぞれ歩み寄れる努力をするよう要請があったことを踏まえ、76 円引上げの時間額 1,128 円の金額提示がありました。

労働者の生活水準維持のため、連合リビングウェイジ到達に向けた昨年からの上昇分の引上げ、労働力流出の防止に向けた近隣地域との地域間格差是正を考慮したとのことでした。

こうした労使の提示を踏まえ、その後、公使、公労で打ち合わせをいたしました但新たな金額提示には至らず、労使の金額提示の隔たりは埋まらないため、公益からはさらに両者に歩み寄りを要請し、労使双方持ち帰り、審議終了となりました。

労使の意見が一致できるように、本日も引き続き審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここからは、前回持ち帰った結果を踏まえ、労使双方から御意見を伺いたいと思います。

意見を伺う前に労使それぞれでの、打合せの時間は必要でしょうか。

○労使委員

お願いします。

○千田部会長

それでは、10 分程度、別室でお願いします。

（労使委員、それぞれ別室で打合せ）

○千田部会長

それでは、両者お戻りになりましたので、双方の御意見を伺います。では、本日は労働者側からお願いしたいと思います。

○小西委員

一昨日の第4回専門部会において、具体的な改正額プラス76円を再提示しましたが、折り合わず、公益側より再度の検討の要請をいただき、改めて次の額を提示いたします。

具体的な提示額としましては、プラス70円の1,122円を提示いたします。

主な考え方としましては、これまで主張してきました、労働者の生活水準の維持の観点からの、連合リビングウェイジへの段階的到達、物価上昇を踏まえた賃上げの確保として、今年度の目安答申に示された食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に1回程度購入」する品目の消費者物価指数、平均6.7%を勘案し提示しました。

以上、引き続きの御協議よろしく願いいたします

○千田部会長

続いて、使用者側お願いします。

○松岡委員

前は、連合兵庫集計の県内中小企業の春季労使交渉の結果より平均の5.02%を使用させていただき、53円引上げの1,105円を使用者側として提示させていただきました。

この5.02%は厳しい物価上昇の中で県内労使が交渉を重ね、妥結した結果であり、この結果を最低賃金が複数年にわたり上回るという事は異常で、労使関係のあり方が問われるでしょう。

しかし、今年もこの金額でも目安に及ばず、更なる金額の上積みを経済の先生より促されましたので、再度考えさせていただきました。

今年の目安に関する小委員会は、実に44年ぶりとなる7回の審議をもって、公益委員見解で全国加重平均6%を基準とする結論が出ました。

一部報道等では目安に関する小委員会の後半で混乱する局面があったと伝えられていますが、労使は労使自治を守り、経済の先生は部分的ではあるものの複数のデータが示す範囲の数値であり、学者の矜持を保ったのではないのでしょうか。

特に労働者委員は政府目標ベースの7.3%が目の前にちらつく状況でしたが、目安に関する連合事務局長談話では、目安は公労使による真摯な議論の結果として受け止めるとし、過去最高となる6%の目安は、賃上げの流れを未組織労働者へと波及させ、社会全体の賃金底上げにつながり得るものとして高く評価する、とされており、目先の数字より労使自治といった高い志を感じますが、違うのでしょうか。

6%の目安は、経済が好転し仮に持続する事ができれば、2020年代からは1年遅れますが、2030年には1,500円近くになり、元々の目標であった2030年代半ばの2035年には2,000円に到達する非常に高い数値です。

足下の経済状況を見るに非常に厳しい状況にあり、特に景気の波の影響を受けやすい中小零細企業や、診療報酬や介護報酬等の公的価格に収入が限定される業界は相当

経営が圧迫されます。そこには経営者と労働者だけでなく、それを利用する高齢者などに深刻な影響が及ぶことを忘れてはいけません。

しかし、我々は目安に関する小委員会の志を酌み、目安を尊重し、兵庫県最低賃金として、引上げ額 63 円、時間額 1,115 円を提示させていただきます。

最後に、事実上この専門部会において三者合意できる可能性があるポイントは目安額しかありません。使用者側は三者合意を尊重する立場に置いて、目安額を提示させていただきます。

○千田部会長

はい、ありがとうございます。

前回の専門部会以降御検討いただいた上での労使それぞれからの金額提示をいただきました。労側は引き上げ額 70 円、時間額 1,122 円、使側は引き上げ額 63 円、時間額 1,115 円とまだ提示額に乖離があります。

そのため、本日もこの後、公益側と労側及び公益側と使側とそれぞれ 2 者間に分かれて、個別に御意見を伺いながら調整してまいりたいと思います。

よろしいでしょうか。

○労使委員

お願いします。

(別室にて公使協議、公労協議)

○千田部会長

お昼になりますので、休憩とし、午後 1 時から再開します。

(午後 1 時まで休憩)

○千田部会長

午後 1 時になりましたので審議を再開します。

ここまで公労、公使の 2 者間協議等を通じて、意見の調整を図ってまいりました。

労側との協議では、連合リビングウェイジへの段階的到達、物価上昇への対応、地域間格差の解消、全国加重平均との差などを見て、最終的に目安額プラス 3 円の 66 円アップの 1,118 円を提示されました。

一方で、使側との協議の中で使側は、近年の最賃金額の上昇で中小零細企業の経営環境は益々厳しくなっているが、中央での公労使の真摯な協議の結果を尊重して最大限歩み寄った数字として目安額の 63 円を提示したというお話をいただきました。

以上のような状況で労使の意見の隔たりが大きく、これ以上審議を続けても意見の

一致は難しいと考えます。

一方で、当専門部会においては、審議の状況を審議会に部会報告としてまとめ、報告する必要がございます。

そこで、労使委員の皆様には、これまでの専門部会での公労、公使での審議の積み重ねを前提として、ここで公益委員の見解を示し、その賛否を確認したいと思います。

この公益見解を労使の皆さんが合意いただける場合は、全会一致とし、この金額について全会一致での決議とならなかった場合には、部会の決議をもって答申とすることは出来ませんので、部会報告をとりまとめて本審に提出し、改めて、本審において審議をして答申を行うこととなります。

なお、今の段階で公益見解を示すのは時期尚早ということであれば、もう少し時間をとって審議を継続することとします。

では、確認させていただきます。

ここまでの審議で公益見解を示すこととしてよろしいでしょうか。

○労使委員

異議なし。

○千田部会長

では、公益見解を示させていただきます。

本年度の改正額は、引上げ額 64 円、時間額 1,116 円を公益見解として提示させていただきます。

この理由として、賃金上昇を上回る物価上昇が続いていること、全国加重平均に近づける必要があるという一方で、県内の厳しい経済情勢を勘案する必要があること、特に中小零細事業者の厳しい経営状況を踏まえた上での最賃の改正でなければならないこと、また、中央で出た目安額にプラスした場合、政府及び関係省庁から支援があると伺っておりますので、この支援を期待しつつ目安プラス 1 円、時間額 1,116 円を公益見解として提示させていただきたいと思います。

では採決に移ります。

引上げ額は目安プラス 1 円の 64 円、時間額 1,116 円、この公益案の引き上げ額について、反対の方は挙手をお願いします。

(使側委員 2 名挙手)

○千田部会長

この公益案の引き上げ額について、賛成の方は挙手をお願いします。

(労側委員 3 名挙手)

○千田部会長

ありがとうございます。

公益案の引き上げ額について、採決を行ったところ、賛成3名、反対2名となり、残念ながら、全会一致とはなりませんでした。賛成が過半数を占めることを確認しました。

この結果を踏まえまして、先程申し上げましたように、公益案を採用し、部会としての報告書のとりまとめに入っていきたいと思います。

再度、兵庫県最低賃金についての確認です。

時間額 1,116 円、引上げ額 64 円

効力発生の日 法定どおり。

この内容で、事務局において報告文を作成していただきたいと思います。

また、例年、報告書には部会として要望事項等を付記しております。前回の専門部会の最後に申し上げましたが、金額審議の中での労使の御意見や、懸念事項を踏まえ、公益としての案を提示させていただき、その案をたたき台として、各委員の皆さんの御意見を踏まえ、追加、修正を行ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

事務局は、公益案の配布をお願いします。

(事務局、昨年報告分と今回の公益案配布と共に公益案を画面に表示)

○千田部会長

では、この公益案を御覧いただいた上で、各委員からの独自要望事項等がありましたら、御意見をいただき、適宜、その内容を盛り込みながら作成を行いたいと思います。

何かお気づきの点や要望事項がございましたらお願いします。

○吉川委員

支援策を早期に、具体的に示してほしいという文言を加えていただきたいと思います。

○千田部会長

今の御意見を付け加えることでどうですか。

(その後、要望事項の文言の調整、体裁を整え再度報告案を各委員に提示)

○千田部会長

では、報告文案について、事務局で読み上げてもらい確認をいただきたいと思います。

事務局は、報告文案の読み上げをお願いします。

○山中労働基準監督官

では読み上げます。

令和7年8月8日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆 英 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県最低賃金専門部会

部会長 千田 直毅

兵庫県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月15日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

1 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費等のコスト上昇分の適切な価格転嫁を一層促進させるために、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の施行に向けて、公正取引委員会の体制の抜本強化とともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対処を適切に実施できるよう、執行体制を抜本強化すること。

2 事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が確実に活用できるよう充実させるとともに、具体的事例も活用した周知等を徹底すること。また、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実させること。

3 書籍販売業、並びに看護、介護、保育等、事業者による労務費等の価格転嫁に向けた価格交渉が行えない事業・業務について、賃金引上げ状況等の現状把握に努めるとともに、賃上げが円滑に実施できるよう支援策について検討を行うこと。

4 中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応については、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が有効に活用できるよう、政府の補助金や、交付金を活用した都道府県取組の後押し等について、具体的な制度を確立し、充実した内容の支援を早期に実施すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 千田直毅、三上喜美男、山口隆英
労働者代表委員 小菅梨絵、小西啓介、堀井説也
使用者代表委員 倉本信二、松岡直哉、吉川和宏

別紙

兵庫県最低賃金

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,116 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

以上です。

○千田部会長

ただ今読み上げた、報告文案を部会報告として本審議会に報告させていただくこと

として、よろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○千田部会長

ありがとうございます。

それでは、報告文案から案を削除し、報告文とし、本審に報告させていただきます。

事務局から何かありますか。

○安積賃金室長

特にございません。

○千田部会長

それではこれもちまして、専門部会を閉会とします。

各委員の皆様、お疲れさまでした。

○各委員

お疲れ様でした。

千田 直毅

堀井 説也

松岡 直哉